栄養士法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百十九号

栄養士法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第七条、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（栄養士法施行令の一部改正）

第一条　栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該申請書の提出を同項に規定する電子情報処理組織（次項ただし書において「電子情報処理組織」という。）を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書の規定により申請書の提出を電子情報処理組織を使用して行つたときは、当該申請書に係る管理栄養士免許証の交付は都道府県知事を経由することを要しない。

（保健師助産師看護師法施行令の一部改正）

第二条　保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十四年法律第百五十一号」の下に「。以下「情報通信技術活用法」という。」を、「電子情報処理組織」の下に「（以下「電子情報処理組織」という。）」を加える。

第三条第四項中「申請をする」を「規定による申請をする場合」に改め、同条第五項中「までの」の下に「規定による」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該准看護師が情報通信技術活用法第六条第一項の規定により第三項の規定による申請を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該就業地の都道府県知事を経由することを要しない。

第四条第一項中「保健師籍」を「保健師、助産師又は看護師は、保健師籍」に、「申請するには」を「申請するときは」に改め、同条第二項中「准看護師籍」を「准看護師は、准看護師籍」に、「申請するには」を「申請するときは」に改め、同条第三項中「前二項の」の下に「規定による」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該准看護師が情報通信技術活用法第六条第一項の規定により前項の規定による申請を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該就業地の都道府県知事を経由することを要しない。

第五条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該死亡し、又は失踪の宣告を受けた准看護師に係る同項の届出義務者が情報通信技術活用法第六条第一項の規定により前項の規定による申請を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該就業地の都道府県知事を経由することを要しない。

（薬剤師法施行令の一部改正）

第三条　薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十四年法律第百五十一号」の下に「。以下「情報通信技術活用法」という。」を加え、「第六条第二項ただし書及び第十条第三項ただし書において」を「以下」に改める。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により当該申請書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第六条第二項ただし書及び第十条第三項ただし書中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」を「情報通信技術活用法」に改める。

附　則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十号

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和九年三月一日とする。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

府　令

○内閣府令第八十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五十五条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗